

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策

沖縄県警戒レベル	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1	レベル2 ① ②	レベル3 ① ②	③
県立学校における 行動基準				
①感染者確認地域 ア感染者発生学校	原則として5日間程度の臨時休業（濃厚接触者特定及び消毒作業のため）			一斉臨時休業（休校）
イ感染者未発生学校	通常通りの教育活動	① 通常通り ② 分散登校	① 分散登校 ② 臨時休業（登校日の設定）	
②感染者 未確認地域	通常通りの教育活動		近隣状況を踏まえ ① 分散登校 ② 臨時休業（登校日の設定）	
	児童生徒の居場所確保、スクールカウンセラー等による相談業務 遠隔授業を含む学習支援			
【感染予防の方策】	保健教育重点 ←		→ 保健管理重点	家庭管理
【保健教育】 児童生徒の持参物	清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等			家庭管理
手洗い	①登校後、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったとき（手指で目、鼻、口をできるだけ触らない）		①+休み時間ごと	
咳エチケット	咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。			
規則正しい生活	「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」			
【健康観察】 健康観察表の活用	①児童生徒等の朝晩の体温、体調、保護者のサイン等を記入（別紙4）	①+同居の家族の状況（別紙5）		家庭管理
朝の健康観察	①児童生徒等に発熱等の風邪症状がないかどうかを教室等で確認	①+同居の家族に発熱等の風邪症状がないかどうかを校舎に入る前に確認		
忘れた者への対応	教職員が教室等で対応	教職員が校舎に入る前に対応		
【出席停止】 学校保健安全法 第19条	①感染が判明した者 ②感染者の濃厚接触者、検査を指示された者 ③*発熱等の風邪症状が見られる者（症状がなくなれば登校は可能） ③*の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾患によることが判明した場合は病欠とする。	①+②+③ +同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる者（同居の家族に症状がなくなれば登校は可能）	【②臨時休業の場合】 臨時休業となった地域に居住している者で、臨時休業となっていない地域の学校へ通学している者* *学校保健安全法による出席停止とせず、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う	
【体調不良者等への対応】	当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。保護者の来校まで学校にとどまる必要がある場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。（保健室において、外傷や心身の不調などで来室した者と発熱等の風邪症状のある者が他の児童生徒と接することがないようにする。）			家庭管理
体調不良者等（出席停止の者を含む）の把握、指導及び連絡	①体調不良者等の数及び症状については、学校内で情報を共有しておく。 ②息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある者、重症化しやすい者、発熱等の風邪症状が4日以上継続している者へは、保健所（帰国者・接触者相談センター）等へ相談するよう指導する。 ③体調不良者等の増加等がある場合、所管の教育委員会へ電話にて連絡する。			①～③に同じ
【報告】 学校等欠席者・感染症 情報収集システムへの入力	①「感染が判明した者」→「新型コロナウイルス感染症」へ入力 ②「感染者の濃厚接触者」→「濃厚接触者」へ入力 ③「発熱等の風邪症状が見られる者、症状がありPCR検査を指示された者」→「発熱等による」へ入力 【レベル2、3】④「同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる者」→「家族等の風邪症状による」へ入力 【患者発生時】⑤患者発生により臨時休業を行う場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖等」→疾患名「新型コロナウイルス感染症」		【②臨時休業の場合】 ⑥患者は発生していないが教育委員会等の指示により臨時休業を行った場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖」→疾患名「教育委員会または主管課の指示による」	
様式による報告	①「新型コロナウイルス感染症患者」→児童生徒等（幼児児童生徒回答フォーム）、教職員（教職員回答フォーム） ②「新型コロナウイルス感染症が疑われ保健所または主治医等に検査を指示された者」→児童生徒等（様式1②）、教職員（様式2②） 「濃厚接触者」→児童生徒等（様式1③）、教職員（様式2③）			
【消毒】 日常的な消毒 場所と回数	①ドアノブ、手すり、スイッチなど多くの児童生徒等が手を触れる箇所及び共用物（1日1回程度） ※分散登校で入れ替えがある場合は、入れ替え時と放課後の1日2回程度	①+②個人の机・椅子など（1日1回程度） ※分散登校で入れ替えがある場合は、入れ替え時と放課後の1日2回程度	①+② 1日2回程度 ※教職員が使用する部分のみ	
消毒液とその使用方法	文部科学省「衛生管理マニュアル」や国が示した新型コロナウイルスに有効な消毒液や洗剤を用いて、その使用方法に従い消毒を行う。 ※患者発生時は消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液（トイレは0.1%）を使用する。			
【3密の回避】 「密閉」の回避（換気の徹底）	①常時2方向の窓を同時に開ける。 ②30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を全開する。 ③窓のない部屋は常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気する。（人の密度が高くならないように配慮する） ④体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努める。 ※エアコン使用時も同様の対応とする。少なくとも休み時間毎には窓を開け、換気を行う。			家庭管理
「密集」の回避（身体的距離の確保）	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	①通常通り：1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る ②分散登校：できるだけ2m（最低1m）	できるだけ2m（最低1m）	
「密接」の場面への対応（マスクの着用） ※マスクを着用する必要がない場合	基本的には常時マスクを着用することが望ましい。 ※十分な身体的距離が確保できる場合、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合や児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時、体育の授業			